

駐停車時はエンジンを止めてください

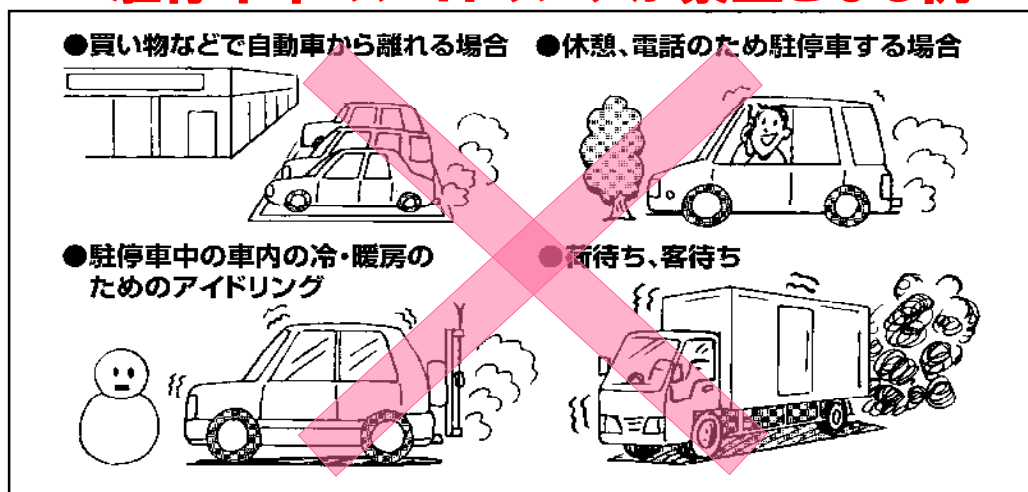
条例でアイドリング・ストップを義務づけ

名古屋市では「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき**駐停車時のアイドリングは原則禁止**されています。

次のような場合にはエンジンを止めてください。

(※「アイドリングとは駐停車中にエンジンをかけっぱなしにすることをいいます」)

駐停車中のアイドリングが禁止となる例



なお、信号待ち、渋滞での停車の場合などは例外として禁止されません。

また、自動車を使用する事業者には、管理する自動車のドライバーにアイドリング・ストップをするように指導しなければなりません。

違反した場合、会社に対して勧告が出され、勧告に従わない場合は、会社名が公表されます。

駐車場でもアイドリング禁止の周知を義務付け

対象となる駐車場の規模

駐車マスの合計面積が 500m² 以上

(駐車台数が乗用車でおおよそ 40 台以上)

対象となる駐車場の管理者又は設置者は、その駐車場を利用する人に対して、看板、ポスター、放送、チラシなどで、駐車場でアイドリング・ストップをするように周知しなければなりません。

違反した場合、駐車場の管理者又は設置者に対して勧告が出され、勧告に従わない場合は、駐車場の管理者又は設置者名が公表されます。

周知の方法や大きさ、文面などについての規定はありません。一例として挙げると次のようになります。

駐車時は、必ずエンジンを切りましょう。

駐停車時にエンジンをかけっぱなしにするアイドリングは、条例で禁止されています。

〇〇〇〇株式会社

名古屋市

アイドリング・ストップ Q&A

Q 冷凍車や保冷車はアイドリング・ストップする必要がないと聞いたんですが？

A 貨物の冷蔵等に用いる装置やその付属装置を動かすために自動車のエンジンをかける場合は、特例としてアイドリング・ストップの義務は生じません。ミキサー車、塵芥車等も同様です。

Q ホテル等の玄関先で待っているタクシーやハイヤーはアイドリング・ストップしなくていいの？

A アイドリング・ストップの義務は、公道だけでなく私有地内にも及びます。ホテル等の玄関先で待っているタクシーやハイヤーもアイドリング・ストップしなければなりません。ただし、そこにタクシーやハイヤーを待っている人がいて、すぐに乗せる場合には、アイドリング・ストップする義務は生じません。

Q 車に病弱者が乗っているとき、冷房(暖房)のためにアイドリングしてもいいの？

A 病弱者、乳幼児、高齢者等が乗っており、自動車以外に休息場所を確保することができないときに、必要な範囲で冷房(暖房)を行う場合は、特例としてアイドリング・ストップの義務は生じません。

Q 真夏や真冬にも車を離れられないタクシーの運転手などもアイドリング・ストップして冷房・暖房を止めなくてはならないの？

A 酷暑期・酷寒期に、業務上の理由から自動車を離れることが困難な状況で、運転手等の身体の健康を保つため必要な範囲内で車室の冷暖房を行う場合は、特例としてアイドリング・ストップの義務が生じません。

Q 自宅近くの道路や駐車場で車がアイドリングしていてうるさい。どうしたらいいの？

A アイドリングの騒音、排気ガスでお困りの際には、各区公害対策課へご相談ください。

【ご相談・お問い合わせ先】

部署名	担当区	電話番号
西区公害対策課（西区役所5階）	東・北・西・中村・中	052-523-4613
港区公害対策課（港保健センター3階）	熱田・中川・港	052-651-6493
南区公害対策課（南区役所2階）	瑞穂・南・緑・天白	052-823-9422
名東区公害対策課（名東区役所1階）	千種・昭和・守山・名東	052-778-3108

環境局大気環境対策課（052-972-2682）

名古屋市公式ウェブサイト

アイドリング・ストップって？

(<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000067057.html>)

アイドリング・ストップの義務付けについて

(<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076841.html>)

